

7 労働組合の内部機構

■労働組合の内部機構は、議決機関と執行機関に分けられます。

■内部機構は、形式にとらわれず、組合民主主義と効率的運営を重視して決めましょう。

労働組合の内部機構

労働組合の内部機構と運営方法は、その組織の規模や種類によって異なります。ここでは、主に労働組合の基礎的単位である単位組合について説明します。

(1) 議決機関

議決機関には最高議決機関としての大会（総会ということもあります。）と中間的議決機関としての代議員会、中央委員会などがあります。議決機関を組合大会のみとするか、中間的議決機関を設けるかは、企業・事業所規模、形態、組合員数などを考慮して決めることになります。

① 大会

最高の議決機関として、組合の政策、行動、運営に関する基本方針を決定します。その付議事項は、一般的に、(ア)活動経過の報告と承認、(イ)運動方針の決定、(ウ)規約の改正、(エ)予算の決定及び決算の承認、(オ)労働協約の締結・改定及び解約、(カ)争議行為の開始及び終結、(キ)上部団体への加盟・脱退、(ク)組合員の除名処分、(ケ)役員の選挙または退任、(コ)その他、前述(ア)～(ケ)に準ずる事項があげられます。

② 中間的議決機関

大会に準ずる意思決定機関としては、代議員会があります。代議員会は職場単位もしくは、支部・分会単位に選出される代議員で構成されます。代議員会への付議事項は、(ア)大会決定事項の具体的運営、(イ)大会に提出する議案の作成及び報告、(ウ)規約に生じた疑義の解明、(エ)組合内規の制定・改廃、(オ)追加・補正予算の決定、(カ)上部団体役員及び代議員の選出・推薦、などです。なお、代議員会の

他に規模の大きな組合では中央委員会が置かれるケースがありますが、ここでは省略します。

(2) 執行機関

執行機関としては、通常、執行委員会を設けます。これは、いわゆる三役（委員長、副委員長、書記長）とその他の執行委員で構成し、委員長がその招集と議事の主催にあたります。執行委員会は、組合内議決機関の意思決定を具体化し、日常的に執行することを任務とするとともに、その執行については、議決機関に対して責任を負います。

(3) 書記局と専門部

執行委員会が組合活動の中心となってその広範な職務と責任を完遂するために、補助機関として設けるものが書記局と専門部です。書記局は通常、組合記録の整理保存、会議開催の手續及び庶務一般、組合運営上の事務を行います。

次に、専門部として置かれる組織には、例えば総務部、組織部、財政部、給与対策部、福祉厚生部、調査部、教育宣伝部、文化部、青年女性部などがあります。専門部の機能は、(ア)組合の政策立案、(イ)組合内部の事務、(ウ)組合の組織強化、(エ)苦情処理の4つに大別されます。

なお、組合員数が少ない場合は、書記長やその他の執行委員が専門部も担当することがあります。

(4) 支部・分会

企業や事業所の規模、組織形態、組合員数などに応じて、単位組合内の下部機構として、単位組合 → 支部（→分会）を置きます。わが国では、これらの下部組織は、ほとんど例外なく企業や事業所の作業管理組織に対応して設けています。いずれも、組合本部の決定事項を職場に伝達・報告するとともに、職場の声を組合運営に反映させるという、組合本部と職場とのパイプ役を果たしています。

支部の場合には、議決機関としての支部大会と執行機関的な性格をもつ支部委員会を設けますが、支部大会は支部の意思決定についての権限を有するにとどまり、支部委員会が執行委員会の指揮・指導の下に組合議決機関が決定した事項の執行にあたります。